

イヤです！ 非通戦信



発行:2007・5/13
第4号

発行:「靖国合祀イヤです訴訟」と
共に闘う会

連絡先:大阪市西成区津守1-13-28
フリスパースロ-カル内

ファックス:06-6562-6905

http://www.geocities.jp/yasukuni_no/

第三回 弁論

おなじみ吉岡奈保子の4/10 第三回弁論報告および裁判後集会報告

2006年4月10日、大阪地裁において「靖国合祀イヤです訴訟」の第三回口頭弁論が行なわれました。

今回も前回と同じように裁判長の「おはようございます」から始まるかと思いきや、そんな挨拶の代わりに「審理の円滑な進行を妨げるような行為はやめてほしい」という注意から始まりました。人の顔を覚えるのが苦手な私は、「裁判所の構成が変わりました」という言葉で、ようやく裁判長が交代していたことを理解しました。人が変わったかのような変貌ぶりだと思っていたら、本当に人が変わっていたというわけです。

事務的な書面のやり取りの確認が終わった後、原告側弁護士は、準備書面の最も重要な点を口頭で読み上げたいと要請しました。これに対して、被告側弁護士はまたもや、「代理人(弁護士)が陳述するのはいいが、原告が陳述するのは前回と同様(適正な手続きではない)」だと主張しました。裁判長は、困ったような様子で「こういう訴訟の性格です...」とつぶやき、原告側弁護士がすかさず「短く言えるよう、練習してきました。一人3~4分です。」と述べました。それならということで、ようやく原告らによる口頭の陳述が始まりました。

原告西山俊彦さんの場合

まずは、お父さんが靖国神社に合祀されている西山俊彦さんが、第9準備書面の要点を陳述しました。陳述は、「父が生前に被告靖国神社となんらかの関係をもったことはなく、また原告も、母も、兄弟姉妹も、一人たりとも同神社と関係を持ったことはない」というきっぱりした宣言で始まりました。というの

も、西山さんの家庭は皆洗礼を受けたクリスチャンなのです。

お父さんは海軍飛行場の急造に従事し、その激務のために肺結核をわずらい、1943年に37歳で自宅で亡くなりました。西山さんがお父さんの合祀を知ったのは、今から2年3ヶ月前(2005年1月)のことでした。それはまさに青天の霹靂でした。

西山さんは、靖国神社に対して何度も合祀取り消しを求める手紙を出し、いったいどんな法的根拠があって、勝手に合祀したのかを問いました。それに対する靖国神社の返事はといえば、「明治天皇の安國の聖旨」を根拠としており、また、靖国神社の規則の中には、「本神社を信奉する祭神の遺族その他の崇敬者を教化育成し...」とあるということでした。

しかし、現在の日本国憲法の下で「明治天皇の聖旨」とやらが、効力を持つものなのでしょうか。また、クリスチャンである西山さん一家が、靖国神社の「信奉者」や「崇敬者」であるはずもありません。靖国神社は、全く対極の信仰を持つ西山さんたちを、勝手に自分たちを「信奉」し「崇敬」する者とみなしているのです。そのような靖国神社の行為がどれほど、父親を敬愛し追慕する西山さん一家の気持ちを傷つけ、人格の尊厳を根底から蹂躪するものであるかを述べて、西山俊彦さんの陳述は終わりました。

原告西山誠一さんの場合

次は、お父さんが合祀されている西山誠一さんによって、第10準備書面が陳述されました。西山さんのお父さんは軍人として戦死し、戦中に合祀されました。西山さんは、いわゆる軍国少年でしたが、戦後、農業をしな

がら浄土真宗に帰依し、戦争と平和の問題を学び、戦死は決して名誉でも誇りでもなく、靖国神社に祀られてそこに総理大臣や天皇が参拝しても何もありがたいことではないということに思い至りました。

過去の戦争の加害と被害の責任を痛感するようになった西山さんにとって、現在まで戦争犯罪的性格を色濃く残している靖国神社のあり方、そして、そんなところで浄土真宗の門徒であった父親が人間の欲望をかなえる神として祀られていることは、到底許せません。

「『国のための死』は『国のまちがった戦争のための死』と言いなおすべきである。いかなる戦争も正しい戦争はない。間違った戦争での戦死は、悲しみと傷みと悔しさだけが残り、この悲しみを無にしないためには、戦争を繰り返さないことしかない。殺されても戦争をしない覚悟が必要である。戦没者に応える道は再び戦没者を生み出さないことしかない。その意味では今の日本国憲法は戦没者の遺言であり、本当に戦没者を追悼するならば日本国憲法9条に礼拝すべきである。」と西山さんは自分の思いを述べています。

西山さんのような靖国神社を信奉しない遺族は、靖国神社を切り捨てることはできても、靖国神社の祭神とされた自分の近親者を切り捨てることはできないというジレンマに苦められています。このような苦しみから逃れるために、死者を「安國」に奉仕する永遠の奴隷であることから解放するよう強く求めて、西山さんは陳述を結びました。

原告古野竹則さんの場合

原告の陳述の最後は、お父さんとお兄さんが合祀されている古野竹則さんによる第11準備書面の陳述です。古野さんのお兄さんは航空下士官として1943年に撃死したまま帰らず、その翌年になって死亡が確認されました。当時20歳でした。お兄さんは実家に立ち寄った時、「軍人は俺だけでよい。お前は軍人になるな。」と古野さんに言い残し、南方の戦地に赴き、帰らぬ人となったのです。お父さんは高射砲部隊に所属する陸軍将校として1945年6月に沖縄で戦死しました。生き残った人の話では、高射砲は使い物にならず、50歳の体で神経痛を患いながら、日本刀と素手で米軍と闘って最後は亡くなった

ということでした。

戦後、古野さんは労働運動に従事し、その後様々な市民運動の経験を経てきました。山口県自衛官合祀拒否訴訟を支援する運動を行い、小泉靖国参拝違憲訴訟には原告の一人として加わりました。そのような活動の原点は全て「反戦」でした。

政府の戦争政策の犠牲になったお父さんとお兄さんを、古野さんの「反戦」の思想とは全く正反対の宗教思想を布教宣伝する靖国神社に未来永劫祀られることを考えると、たとえ靖国神社が、古野さんの家で代々行っている浄土真宗の弔いに干渉しなくとも、その苦痛は耐え難いものがあります。まして靖国神社は、国権を利用し、家族の承諾なく一方的に肉親を祀ってきたのでした。そのような祀りのあり方は、戦没者の息子であり弟である古野さんにとって、この上なく不快かつ苦痛であり、人格をないがしろにされたと感じざるを得ないものであると強く訴えました。

さて画期的「被侵害利益」とは？

原告らの陳述を引き継いで、和田弁護士の方から、被侵害利益について述べた第12準備書面の肝要な点が読み上げられました。和田弁護士は昨年7月からこの訴訟に加わったばかりの若い弁護士です。

実は、この書面における「被侵害利益」の定義は、これまでにない“目から鱗”の画期的なものなのです。もちろん、原告が抱く思いはこれまでの靖国裁判と何一つ変わるものではありません。問題はそれをどんな“法律の言葉”で表現するかという点にあります。これまでは、原告らの思いを「宗教的人格権」という言葉で表現してきました。しかし、靖国神社にも祀る自由があるという理屈を突き破って裁判官の心に届くものとなるには、今ひとつ決め手を欠いていました。

そこで、今回の準備書面は、原告らが侵害されたのは、「敬愛追慕の情」とであるという論理を展開しています。

これまでの判例では、「人格権」が、第三者によって侵害されてはならない権利として認められてきています。この書面では、その人格権の構成要素として、遺族の死者に対する敬愛追慕の情があるのだという位置づけを行っています。

人は社会生活の中で自らの生存の意義を見出し、自身に対する何らかの意味づけを行います。そうして見いだした自己イメージと異なる評価・意味づけが他者からなされ、流布された場合は、個人の人格的生存を侵害するものになります。つまり、自分自身に対して、自分の意に反する意味づけをされないという権利は人格的生存に不可欠のものとして保護されています。(人格権への不当な侵害に対しては損害賠償を請求することができます。)

それと同じように、家族的人格的な結びつきの中で、自分自身と人格的一体性を感じるような人(例えば近親者)に対する意味づけもまた人格的存在に不可欠なものとして、不当な侵害から守られなければなりません。

死者と一定の関係を有する者に、死者が本来有する決定権や法益を帰属させるという法理は、現行法制度に置いても取り入れられています。(死者の氏名、プライバシーに関する情報などは、遺族が排他的に管理することが法律で認められています。)

また、敬愛追慕の情に関しては、「緊密な生活を共に過ごした人への敬慕の念から、その人の意思を尊重したり、その人の霊をどのように祀るかについて各人の抱く感情などは法的に保護されるべき利益となり得るべきものであると考える」と、法的な権利性があることが、2006年6月23日小泉靖国違憲訴訟の最高裁判決における滝井補足意見において示唆されています。

さて、靖国神社が、その戦没した近親者を「大東亜戦争の英霊」として意味づけし、「天皇の赤子として死んで御國に奉仕した」ものとして誉め称え、公に流布していることは、明らかな事実です。この靖国神社の行為は、原告らの近親者に対する意味づけとまったく相容れないものです。遺族の明確な拒絶、合祀の取りやめの要請にも関わらず、合祀を続け、それを自らの教義の宣伝に利用し続けるということは、靖国神社には、原告らの権利侵害について「害意(積極的加害意志)」があり、不法行為に値することは明らかです。

以上のような論理展開は、弁護士らの頭の中から出てきたものではありません。原告の一人一人の思いを最大限引き出すために、詳しい聞き取りを重ねる中から出てきたもので

した。原告の方が自分の思いを、家族という「サークル(円)」を破壊されたような気がするという言葉として表現した時、近親者に対する意味づけが自己に対する意味づけと不可分一体のものであるという考えが明確なものとなったということです。

これを裁判官らがどれだけの聞く耳をもって聞いたのかはわかりません。しかし、私は、新しい画期的な意味づけであると同時に、あくまでこれまでの判例・通説に沿った中からの必然的な帰結として出てきたものとして、そしてまた文学の言葉でもなければ表現しづらい人間の情というものを見事に法律の言葉で展開したものとして、とても感銘を受けました。

ちょっとみっともないよ！靖国応援団

ところで、開廷直前に、裁判所の入り口で、「靖国応援団弁護士」という肩書きの個人名(小泉靖国違憲訴訟で、靖国神社側の弁護士をつとめた人ですが、今回の訴訟の弁護団に加わっているかどうかは知りません)で、この訴訟の原告の一人である菅原龍憲さんのことを中傷するピラが配られていました。

そのピラは、浄土真宗の「悪人正気説」(?)の本質は仏教の神道化であり(そもそも親鸞が述べたのは「悪人正機説」なのですが...)戦時中に浄土真宗の僧侶が戦死を礼賛し、靖国神社の英霊となることを肯定したことが浄土真宗の正しいあり方であるという珍説を展開し、そして「いまの真宗の反靖国の姿勢は、信仰・教義とは無縁の戦後の処世に基づく政治上のものにすぎません。真宗僧侶として散られたであろう菅原氏の父君は、英霊祭祀を冒瀆する菅原氏の言動を苦々しく思っておられるに違いありません」と勝手に決めつけています。

これは、近親者について自分が抱いている意味づけとは全く相容れない意味づけを第三者が流布するという、和田弁護士が展開した不法行為についての見事な実例です。このピラを配った人物は、自ら墓穴を掘ったと言わざるを得ません。

被告側の主張・かみ砕いてみれば

最後に井上弁護士から、被告側の主張に対する反論である第13準備書面が陳述されました。国側の主張はいくつかの点にわたりま

すが、その中で特にひどいのは、靖国神社に戦没者の氏名等を知らせるのは、靖国神社の照会に応じた「行政サービス」だということです。多くの国家公務員を長年にわたって動員し、国費を用いて膨大な数にのぼる「氏名等」の私的個人情報、一宗教法人にすぎない靖国神社に対して提供することがどうして「行政の当然のサービス」なのでしょう。

このようなことが許されるなら、国立病院で死亡した患者の氏名、本籍、住所、遺族、死亡原因、死亡年月日等を逐一、葬儀業者に知らせることも許されるでしょう。これほど常識はずれの主張はありません。

また、戦中に合祀された西山誠一さんのお父さんについては、国は、国賠法のない明治憲法下では「国家無答責の原則」に基づき、公務員には何の責任もないので、その時点のことを訴えることはできないという理屈を持ち出してきました。これに対して、井上弁護士は明治憲法下においても国の非権力的活動について、民法を適用して国民の被害を救済してきたということを反証としてあげました。

それにしても、明治憲法下では「国家無答責」、すなわち国家はどんなことをしても責任を問われないという原則があったとは恐ろしいことです。もちろん現行憲法では第17条に国の賠償責任が明記されています。しかし、今まさに憲法改憲が狙われていることを思えば、あらためてぞっとしました。



午後からはエル大阪で、報告集会と、1973年の「自衛官合祀拒否訴訟」の時から靖国問題に関わり続けている田中伸尚さんによる講演がありました。

法廷では早口で語らざるを得なかった和田弁護士から、準備書面の趣旨についてわかりやすい解説があり、井上弁護士、加島弁護士からそれぞれ補足説明と感想が述べられました。

『中谷事件から合祀拒否訴訟へ—その本質的意義を問う—』と題する田中伸尚さんの講演では、「新編靖国神社問題資料」についての詳しい解説がありました。靖国神社所蔵の非公開資料であった『靖国神社合祀者資格審査方針綴』や、靖国神社への合祀の協力を各都

道府県に要請する文書、靖国神社と厚生省の協議記録など、非常に多岐にわたるものです。これらの資料を読み解いていくことで、国と靖国が一体となって合祀を進めていった事実が具体的に浮かび上がっていきます。

そして「中谷（なかや）事件」すなわち、職務中の交通事故で亡くなった中谷康子さんの夫で自衛官の孝文さんを、自衛隊が中谷さんの拒絶の意志を無視して護国神社に合祀した事件のことが紹介されました。

夫を勝手に合祀されたことを知った中谷さんの抗議に対して、自衛隊山口地連では、国のために死んだ人を「護国神社に祀ってあげるのは当然」であり「現場の自衛隊員に誇りを持たせ、士気を鼓舞するために奮起して祀った」と答えたのです。

このような無断合祀の態度は、靖国神社の合祀と全く同じ性格のものです。中谷さんの裁判は1988年の最高裁判決で、中谷さんの主張を認めてきた一審と二審の判決を覆す逆転敗訴という結果に終わりました。しかし、裁判は終わっても中谷さんの提起した問題はまだ終わっていません。そして、この「靖国イヤです」裁判は、中谷さんからのバトンを受け取り、神社を被告とする裁判として展開されています。このように、田中伸尚さんは、あらためてこの裁判の意義を訴えました。国と靖国神社とのおぞましい関係を示す資料が次々と明るみに出ている今、この裁判はますます見逃せないものになっています。

次回裁判もぜひ傍聴を！

注：交代した裁判長は小泉参拝違憲訴訟の一審で参拝は「公的」と判決を出した裁判官です。さてこの裁判ではどう判断するか？

次回第4回弁論予定

6月5日（火）午前11時開廷

傍聴券の抽選のためには、午前10時までに大阪地裁正面玄関前にお集まりください。

弁論かみ砕き・学習集会

6月5日裁判後 午後1時～

中之島中央公会堂地下展示室にて

講演：加島弁護士による

私たちの訴訟と「新編靖国神社問題資料」

中谷さんたちの毎年行われている「山口護国神社への合祀取消要求行動」の報告

その他 会場カンパ ￥500，

・この訴訟の本質

「靖国合祀イヤです訴訟」は、第三回の弁論を終え、私たちの主張も、山口自衛官合祀拒否訴訟最高裁判決に対する詳細な反論をのぞき、ほぼ提出し終えた。改めてこの訴訟の意義と今後の展望について考えてみたい。

言うまでもなく、靖国は、「役に立った人」だけを英霊として顕彰し、「役に立たなかった人」「邪魔になった人」を見捨てる差別的合祀によって、祀られることは名誉だ、祀られないことは残念だという信仰を生み出す宗教施設である。この「信仰」によって人は最終的に殺し殺されることを納得してしまうのである。その力は意外なほど強い。逆に言えば、こういう「信仰」がなくなれば、戦争を納得するということはなくなるだろうとも言える。

ところが、生み出されるのは「信仰」とよぶほかはないものである。これを無くすことは本質的に外部からは不可能である。すなわち、司法による命令や強制ではなくなる。信仰は本人が自覚的に捨てる以外にはなくなることはない。だから、この訴訟も他者の信仰を司法によって強制的に変えることを目指していない。

この場合の「他者」とは、祀られることは名誉だと考えている人、感謝を捧げるのは当たり前だと考えている人、とにかく戦争で死んだ人を丁寧にお祀りするのは当たり前だと考えている人たちすべてを指すのはもちろんのこと、訴訟の被告の宗教法人・靖国神社もまた同様である。

したがって、すでにこのことを自覚して「合祀はイヤです」と宣言したこの訴訟の九人の原告の考え方が広く知れ渡り、それに刺激されてそうした自覚が多数の人に成立したときがこの訴訟の最終的な勝利である。このとき、「広く知れ渡り」の役目を果たすことが期待されているのが裁判所なのである。裁判所はこの九人の主張が至極もっともであるということを確認し、多くの人にそれを知れ渡す働きをしなければならない。靖国的なるものはこのようにして消滅する以外にはけっして消

滅しない。

こうして、合祀取り消し訴訟が発効した。このような闘いが始まったことは、靖国問題がついにその本質的な地点に到達したことを意味する。



・裁判に勝つために

しかし、訴訟での勝利はけっして容易ではない。訴訟は、遺族の自覚を、「私の親族はあんな靖国のようなところに祀られてはいないと思う」というような内面にとどめずに、靖国による「合祀取り消し」という外面的にわかる形の請求にして、組み立てられている。

合祀取り消しの様態としては大阪訴訟も東京の訴訟も霊霊簿等からの氏名の抹消を請求する形をとっているが、当初の「訴状」では、なおこの「合祀取り消し」と「霊霊簿等の氏名抹消」の相違・同一が整理されていなかった。被告靖国神社は、予想通り第一回目の弁論において、霊霊簿は宗教活動に欠かせないものであって、これをどうこうすることを裁判所が命ずることは、それ自体が「政教分離」を規定した憲法に反することだから、訴訟は却下（請求の内容を吟味してそれを棄却するのではなく、裁判それ自体をしなないということ）を主張してきた。

もちろん、靖国神社は、少なくとも形式的には私的な一宗教法人だから、一般的な宗教活動の自由の権利を有している。したがって、一応は、誰を、また、なにを祭神として祀ろうがそれは靖国の信教の自由の権利ということになる。だから、合祀取り消しを要求する原告らは、確かに、靖国の宗教活動の一部についての制限を要求していると評価されるかもしれない。

もちろん、どんなひとであれ、靖国の宗教活動一般を停止させたり、その教義を司法によって禁止させたりする権利はない。だから、この訴訟が靖国に対するそのような一般的否定を請求しているというふうにとられたら、それで裁判はおしまいということになる。靖国のやり方に強い憤りをもっている原告にとって靖国そのものが許せないのだという思い

があるのはわかりますが、そうではないということをはっきりさせることが大切だ。これをきちんと述べたのが、第二回弁論で提出した原告側題8準備書面である。

合祀取り消しの命令を司法が出せるための工夫として、「霊璽簿は単なる名簿で宗教性がない」というような意見をこちらが述べるといようなこともあったのだが、靖国が「私たちは霊璽簿を拜んでいる」といえばこの意見は通らない。それが靖国であれ、何であれ、誰もが有する信教の自由というものだからだ。

では、靖国はやりたい放題で、韓国人軍属や台湾高砂義勇隊や沖縄戦住民犠牲者を「天皇に忠義を尽くした、日本国のために尽くした」として勝手に祀っていいのだろうか。

そんなことはありえない。

たとえば、「毎日企業の奴隷となって黙々と地下鉄で通勤するような悪業を重ねる者は、来世は無間地獄に落ちることは必定だから、徳を積んだ修行者によって死なせることは彼らに対する大きな慈悲であり、殺しの実践をした修行者も来世は報われる」という教義を持つことは信教の自由として許されるが、実際にこのような殺人を行なえば、それが教義であろうとなかろうと殺人罪として処罰される。

宗教活動であれなんであれ、実際に行われることのすべてがフリーパスということはありえない。

・靖国の合祀継続はどこから違法か (第13準備書面の価値)

とはいっても、靖国の勝手な合祀は、少なくとも殺人のような意味で違法でないことは確かである。いったいどこで違法だと言えるのだろうか。それを明確にする論理構築が大切である。

それがこの訴訟の勝敗を決することになるだろう。

現在、大阪訴訟の原告・弁護団で議論されている違法性論は、

「被告の行為が宗教行為であれなんであれフリーパスではない」を基礎に、

勝手な合祀は自己決定権の侵害である。

靖国は原告らの親族の合祀を自己の布教

宣伝に利用している。

合祀を放置すれば親族らが望まない意味づけをされたことを承認したと受け取られる。

合祀は儀式への参加強制に等しい。

国家と一体の巨大な法人の宗教活動と一人の信教の自由権の平板な比較考量は不当。

などがある。

このなかで、については「自己決定権」という概念があいまいさを残すから論理的少し弱いと思われる。しかし、原告らの合祀同意がないことや、取り消しの明白な意思表示がある(提訴以前に念を押して取り消し請求をして靖国ににべもなく断られているという証拠があると有力)にもかかわらず合祀を続けること自体は、つぎのに絡ませれば有力な主張であると考えられている。

と は有力。 は、気持ちはわかるが裁判所を動かすのは難しい。 は、有力ではあっても靖国が私人としての性格を有している以上、議論の中核とはできない、ことなどがほぼ共通理解となっている。

第三回弁論で提出された第13準備書面はこのような議論にもとづいて、提出されたものである。

「望まない意味づけ」について、靖国の行う「顕彰・慰霊」が原告らの心情を害していることについて裁判所にわからせる必要がある。これは、靖国の合祀行為それ自体の一般的不当性を問題にしているのだという形態をとらないことが大切である。靖国の「教義」やその宗教行為の一般的不当性を裁判で明らかにしようとすれば、争訟性の有無を疑われてしまうことになる。しかし、原告にとって靖国式の意味づけは耐えがたい苦痛であることについては思いっきり述べる必要がある。

また、第13準備書面で明確に主張されたが有力なのは、これが名誉権などと似ていて、靖国の宗教活動権(つまり、勝手に祀る権利)とは無関係に主張できるということである。靖国の祀る権利と遺族の祀る権利があたかも優先順位のように衝突しているように見えてしまう(実際には、死者儀礼の意味の衝突であり、優先順位の衝突ではないのだが)と、お互いの「寛容」を求められて、山

口自衛官合祀拒否訴訟の最高裁判決の水準が越えにくくなる。第13書面の主張は、靖国が行っていることが宗教活動だろうがなかろうが、原告に苦痛を生じさせている以上、原告にはこの苦痛からまぬがれる権利があるということになっている。これは靖国の合祀行為によって原告の宗教活動の権利が侵害されている（これが狭い意味での「宗教的人格権の侵害」であり、最高裁判決によって否定されている）という主張とは根本的に異なる。

おそらく被告側は、第13書面の主張もいわゆる「宗教的人格権」と変わらないという反論をすると思われるが、13書面の論理構成はかなり強靱であり、被告の理屈に対しては再反論や原告本人尋問等で押していくことはできると思われる。

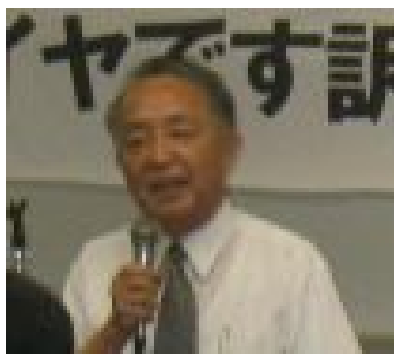
今後は、裁判所に対して「靖国がいかに宗教的行為（合祀）を真摯に行ったとしてもこの人に対してそんなことをすればその人は苦痛だろう」と納得させるという具体的な闘いが始まる。

裁判所が苦痛を認定すべき遺族の一般的な類型は次のようになるうか。

日本帝国の植民地支配の結果無理やり戦争に参加させられて悔しい思いをしているのに、日本軍と日本の天皇のために尽くしたと評価されることは二重の侮辱だと感じる台湾原住民や韓国の軍人軍属遺族のような人たち。

泣き声を悟られまいと日本軍に殺されたにすぎない幼児を国に尽くしたなどと評価されて、本来遺族補償であるはずの援護法に基づく弔慰金がまるで国に尽くした褒美であるかのように思われ、また、人からもそう評価されて悔しい思いをしている沖縄戦遺族たち。軍国主義教育のなかでいとしい親族を兵士としてとられ、それを死なせてしまった側（国と靖国）があろうことか死者と遺族であるものに「感謝」を捧げ、今後ともよろしく戦争に協力してくださいと言い、いとしい親族を使ってそのような宣伝を繰り返していることに耐えられない人たち、自己の信じていない宗教である靖国神道によって親族を祀られて悔しい思いをしている宗教家。

近く那覇地裁でも合祀取り消し訴訟の提訴があると聞く。連帯して闘う段階に入ってきた。



弁護団の 私のひとつ

私の尊敬する人、福沢諭吉、石橋湛山。
私の敬愛追慕する人、植木等（この3月亡くなられました）。

私の最も嫌いな人物、裕仁天皇。彼は記者会見で自分の戦争責任を問われ「そういう言葉のアヤについては、私はそういう文学方面はあまり研究もしていないので、よくわかりません・・・」と平然と答えています。

その無責任ぶりにはあきれます。憲法第1条「天皇は、日本国の象徴であり、・・・」とあるのは、「天皇は、日本国無責任体制の象徴であり、・・・」と読むのが正しい。

靖国神社はこの天皇と不可分一体。「合祀イヤです訴訟」は、この無責任の責任を問う意味もあわせ持つ訴訟だと思っています。

弁護団長 井上二郎



【今後の裁判日程】

カレンダーに書き込んでね！

- 第4回 07年6月 5日(火)
 - 第5回 07年8月28日(火)
 - 第6回 07年10月16日(火)
 - 第7回 07年12月18日(火)
- 詳しくは追って順次お知らせします、ぜひ傍聴を！

次回・第4回弁論は2007年6月5日11時開廷(10:00抽選締め切り)

安倍政権の歴史改ざんを糾弾する！
—高校教科書検定で沖縄戦「集団自決」
(集団的強制死)の「軍の強制」を削除—
服部良一
(大江健三郎・岩波書店沖縄戦裁判支援連絡会世話人)

去る3月30日に発表された高校教科書検定で、沖縄戦当時渡嘉敷島や座間味島などでおこった「集団自決」(集団的強制死)の記述に対し、今大阪地裁で進行中の大江・岩波裁判を利用して、「軍の強制」を削除する不当な検定が行われた。3月30日は大江・岩波裁判の第八回口頭弁論の日であった。歴史修正主義者、原告たちは裁判後「勝利宣言」とも言える記者会見を行った。まさに彼らのこの裁判の目的は達成されたのである。

裁判は現在係争中である。しかも裁判の中では「軍の命令」の存在が極めて明らかになっており、もと守備隊長ら原告側の主張は破綻をきたしている。ところが文部科学省は元守備隊長個人の「自分は命令してない」という提訴の事実だけで「軍が強制したと言えない」と判断している。「従軍慰安婦」問題と同様、安倍政権の歴史改ざんにかかる政治的な意図が見え見えである。

私たちは、早速沖縄の組織と合同で抗議声明を出した。岩波・大江氏側も声明を発表した。詳細の内容はそこに書かれているので、お読み頂きたい。

沖縄では4月6日に抗議集会が行われた。沖縄は怒っている。

私たち支援連絡会は次回裁判の前日5月24日、シンポジウム(6時半エル大阪)をもって、この問題をともに考え抗議の声をあげていきたい。(詳細は同封チラシを参照ください)

以下抗議文を掲載します

高等学校歴史教科書検定における沖縄戦の「集団自決」の記述から「軍の強制」を削除させたことに対して抗議する

2007年3月30日に公表された高等学校歴史教科書の検定結果によれば、文部科学省は、沖縄戦における集団死・「集団自決」について「日本軍による自決命令や強要があった」とする5社、7冊に対し「沖縄戦の実態について誤解する恐れのある表現」として修正を指示し、日本軍による命令・強制・誘導等の表現を削除・修正させたことが判明した。

1982年の教科書検定時、沖縄における日本軍の住民虐殺の記述を巡って、検定により修正が加えられていることが明らかになるや「沖縄戦の実相」を否定・歪曲するものとして戦争体験者をはじめとして沖縄全体から大きな怒りと反発が起こった。文部省(当時)は、沖縄戦の住民犠牲を記述する場合は、犠牲的精神の発露としての住民自ら命を絶った美しい死であるとする意味での「集団自決」を盛り込むよう強要してきたのである。しかし、沖縄戦研究及び多くの生存者・体験者が明らかにしたことは、沖縄戦における「集団自決」とは極限状況におかれた住民が、「軍官民共生共死」の思想のもと、家族同士が殺し合うという悲惨なものであった。

このことは、第3次家永教科書裁判の最高裁判決において、「集団自決の原因については、集団的狂気、極端な皇民化教育、日本軍の存在とその誘導、守備隊の隊長命令、鬼畜米英への恐怖心、軍の住民に対する防備対策、沖縄の共同体のあり方など様々な要因が指摘され、戦闘員の煩累を絶つための崇高な犠牲的精神によるものと美化するのは当たらないとするのが一般的であった、というのである」「集団自決と呼ばれる事象についてはこれまで様々な要因が指摘され、これを一律に集団自決と表現したり美化したりすることは適切でないとの指摘もあることは原審の認定するところである」と明確に判示され、「日本軍によって強制された『集団自決』(集団死)」が、日本軍の住民虐殺と併せて、沖縄戦研究の定説として教科書に記述されてきた。

今回の文部科学省の検定意見は、大阪地方裁判所で係属中の大江健三郎氏と岩波書店を名誉毀損で訴えた原告梅澤氏の主張等を持ち出し、「軍命がなかった」という一方の当事者の主張に立脚し、それが主流になりつつあると判断し、申請内容を修正させたのである。裁判は、主張書面や証拠書類等が提出されたのみであり、現在進行中である。訴訟係属中で結論の出ていない裁判の一方当事者の主張を根拠に教科書記述の書き換えを要求することは、裁判を恣意的に利用したものであり、政治的な意図が見え隠れするものと言わざるを得ない。原告らの主張する「『集団自決』は、住民が国に殉じた犠牲的精神に基づき、自ら命を絶った美しい死であった」とする一方的な歴史観を押しつけるものである。

私たちは、この検定結果が沖縄戦の実相を歪めるものであり、戦争の本質を覆い隠し、美化するもので、沖縄の未来を担う子どもたちはおるか、日本全国の子どもたちにこのような内容の教科書がわたることを絶対に許すことはできない。

ついで、今回の検定結果に強い抗議を示すとともに、文部科学省は今回の修正指示を撤回し、申請時の文章に戻すよう強く要求する。

宛 文部科学大臣

2007年4月2日
沖縄戦の歴史わい曲を許さず、沖縄から平和教育をすすめる会

大江健三郎・岩波書店沖縄戦裁判支援連絡会

『還我祖霊』（中島光孝著）

—法的利益、あるいは遺族という問題—

書評 富山一郎（イパ・クシヨ156号より）

2005年の6月14日、台湾原住民族の約60名の人々は、それぞれの民族衣装を着て靖国神社に向かった。「高砂義勇隊」として動員され、靖国に合祀された魂を連れ帰る儀式、「還我祖霊」を行なうためである。そしてこの行動は、右翼と警官隊により妨害され、弾圧された。その三年前、この「還我祖霊」を行なおうとした高金素梅（タイヤル名 チウス・アリ）さん、ならびに張雲琴華（タイヤル名 インカ・モンビン）さんは靖国に出向き、合祀をやめるよう直接訴えるが、拒否されている。この拒否を受けて高金素梅さんたち台湾原住民族の三四名は、合祀とりさげを求める人々とともに、2003年2月、靖国に参拝した小泉純一郎と靖国神社ならびに国に対して損害賠償を求める裁判を起こした。そして2005年9月、第二審の大阪高裁は、賠償請求は棄却したが、小泉の参拝を明確に違憲とする判決を下したのである。これが「台湾靖国訴訟」である。

同書において「資料」として所収されている大阪高裁の判決文は、きわめて重要である。この中島光孝さんの本は、裁判の判決文を、運動の地平において確保するために書かれたといってもよい。判決文は、「控訴人」（原告）「被控訴人」（小泉、靖国）のそれぞれの主張を併記し、魂を返せという声を硬質な法律用語に置き換え、賠償請求の棄却を断じた高圧的でかつ無機質な文章ではあるのだが、この長文の判決文は、しかし、繰り返し読み込まなければならない。台湾という場所において堆積した歴史が、そしてその歴史がこの国の法という秩序においてどのように処理されてきたのかという傷跡のような軌跡が、文字どおり行間に絡みついていることを知るために、この判決文は読まなければならないのだ。

たとえば、小泉の参拝を内閣総理大臣としての「職務行為」として、政教分離原則違反であると断じたこの判決は、判決直後のあの、ズボンのポケットから賽銭をこっそり投げ入れたしょぼい小泉の姿とともに記憶しておかなければならないが、同時に合祀とりさげをめぐる訴えにおいてたびたび焦点になった死者を弔う権利を、この判決文は、「権利ないし利益を有すると解する余地が全くないわけではない」とした上で、小泉の参拝

により「控訴人らに不快等の感情を抱かせる可能性がある」と明確に指摘している。このまわりくどい独特の文体で意味されていることは、靖国の勝手な合祀に抗する自己決定の権利であり、小泉の行為がこの権利の侵害であるということだ。判決では、侵害とまでは判断しなかったが、補足意見として、「緊密な生活をと共に過ごした人への敬慕の念」による弔いにかかわる感情は、「法的に保護されるべき利益」であり、「公権力」がこの法的利益を妨げたりする場合は、「法的保護を求め得る」と述べている。

この法的利益は、市民的自由にかかわる、「思想・良心の自由」（憲法19条）「信教の自由」（同20条）「人格の自立権、自己決定権」（同22条）に基づいている。魂を返せという声は、この法的利益としてあるのだ。そして、この自立した人格や自己決定にもとづいた法的利益という言葉に何を読み込むのかということこそが求められているのだろう。いいかえればそれは、個人の自由という市民法の原則がさらされているいまの状況にもかかわる。

教育基本法「改正」、国民保護法の制定をはじめ、現在あらゆるところで展開している市民的自由の制限あるいは解体において、生と死にかかわる機構が新たに登場していることを、確認しなければならないだろう。あたりまえのことかもしれないが、靖国は一人ひとりの死の問答無用の篡奪なのであり、生と死を愛国心に直結させるためのこの国最大の装置に他ならず、「台湾靖国訴訟」において明示された法的利益において再度確認すべきは、まずこの篡奪への抵抗線を市民的自由という文脈からどう確保するのかという問題なのだ。

ところで同書に紹介されているように、高金素梅さんへの本人質問において靖国神社側が、タイヤル族の中でもいろいろな考えがあるのではないかと発言したのに対し、高金素梅さんが、「あなたはタイヤル族の人間ではない」と反論したうえで、合祀に反対するものが「たとえ一人であっても反対は反対」と応える場面がある。代表性を疑う靖国側の弁護士を批判した上で、高金素梅さんは、合祀への反対は人数の問題ではないとしたのである。この「タイヤル族の人間ではない」という発言は、自分がタイヤル族の代表だといっているわけでも、タイヤル族でないとその気持ちはわからないといっているのでもない。それは、他者の死にかかわる関係を想定された代表性の中で勝手に振り分け、語ろうとする者への反撃なのだ。

そしてこの靖国側弁護士とのやりとりは、法的利益ということばを受け止める上できわめて重要な問題を提起している。裁判で明示された個人の自己決定権という考えは、たしかに、「一人であっても反対は反対」という高金素梅さんの主張に重なる。だがこの市民的自由と高金素梅さんの言葉の重なりを、今求められている生と死の篡奪への抵抗として確保するには、そこに誰が誰を利益主体として命名するのかという問いがあることを忘れてはならないのだ。すなわちそれは、より直裁に言えば、まずは遺族という問題である。先に述べた追加意見に登場する「緊密な生活をともに過ごした人への敬慕の念」において想定されているのは、まずもって遺族としての家族であり、親族である。たしかにそれは、靖国という国家装置への抵抗線になりうるが、やはり靖国自体の末端にもなるだろう。他者の死を前にして、遺族の声に抵抗を委ねてしまうのではなく、そこにいかなる関係性を具体的に見出していくのかという問いが立てられなければならない。そしてこの問いにおいて、遺族はまずもって批判的に議論されなければならないのである。

それは同時に、靖国への合祀を是とする遺族の声にもかかわる。私は、同書にも登場する台北の2・28纪念馆で、ボランティアをやりつづけている元日本兵の方から、幾度となく靖国への思いを聞いた。そしてこうした人びとが、台湾に少なからずいることも知っている。彼の靖国と英霊への思いは、明かに植民地支配の責任を放棄したこの国の戦後への、呪詛の言葉である。そして彼にとって呪を告げる相手は、ビルマ戦線のかつての戦友たちしかいなかった。高金素梅さんの代表性を疑う靖国側の質問は、明かにこうした合祀を是とする人々を念頭に置いたものである。そして最も重要なことは、この人びとを靖国の根拠として篡奪し続けてきた戦後という時間であり、同時に私たちがそれを許してきたということである。台湾を語る日本的語りの問題は、小林よしのりたちだけの問題ではないのだ。「台湾靖国訴訟」で確保された法的利益にすぐさま遺族を重ねてしまうのではなく、そこにいかに新たな抵抗を見出していくのかという問いは、篡奪され続けている遺族たちの呪詛の言葉に分け入っていくという問題でもあるだろう。

[白澤社刊、2200円＋税]

靖国問題は政教分離がどれほどウエイトを占めているか。この本を読んで少しそのような疑問を持った。

靖国の教義は(そもそもそのために作られたものだから当たり前なのだが)日本が帝国主義を掲げて戦争を行うのに非常に都合が良いものであるし、靖国神社がその宗教活動のために戦死者の情報を国から得ることほど都合良いことはない。が、仮に靖国と国が政教分離を厳密に履行したとして靖国問題が解決するかといえばそうではないだろう。靖国が国事に殉じて死んだ者を神として顕彰する。この事をありがたいと思い、または慰めにする人がいるかぎり。靖国を宗教として信奉しているかいないかは問題ではない。

戦争(国事)に動員され殺されてしまった人の遺族などが、戦争に対する拒否感を持たないように褒め称え、神にまで祭り上げ、その事を納得させようとする。国が関与するかどうかにかかわらず、この構造が戦争を継続するための鍵なのだ。しかし、この構造を支えているのは国だけなのだろうか。本書に書かれている「超俗・容認型」の宗教であるとか、靖国に祀られるということの意味を考えず、漠然と尊重してしまう人々の存在が、靖国をこれまで存続させてきた役割を大きく担っているように思う。

宗教学者の著者が宗教と名の付いたタイトルの本を書いているのだから、宗教者や宗教に深く関わりを持つ人が読む本だと思われるかも知れないが、この本は戦争に反対する人が読み、そして知人に勧めなければならない本だと思う。宗教書ではなく反戦書だ。戦争に反対している、又は関与していないと思っている人でも、心理の底にある戦争への不作為の加担を見つめ直すことに役立つ本である。

また、思わず笑ってしまったが、あながきの最後に書かれているように、本書は少しでも読みやすくするためにインタビュー形式となっている。意図したとおり最初から読みやすくなっている。「非戦と仏教」や「解放の宗教へ」を読んだ感想として、「後の方は解り易いのに最初の章が難しいのは損やで。」と言っていた私にとっては、読者の声を良く反映してくれる素敵な著者だ。

ぜひ多くの方に読んでいただきたい、お薦めの1冊です。

[白澤社刊、1600円＋税]

映画 『出草の歌』

2005年制作 ビデオ(ワイドサイズ)120分

—自主上映していただける方募集中—

高橋 靖

「出草」とは本来、台湾原住民のいわゆる「首狩り」の文化を漢人が軽蔑の意味を込めて呼んだ言葉である。しかし今、原住民にとって「出草」は過去からくりかえされてきた抑圧や土地の収奪に対する抵抗であり、原住民の尊厳をかけた決起宣言である。

この映画では、台湾の原住民タイヤル族出身の立法委員・高金素梅（ガオチンスーメイ、民族名；チウス・アリ）さんらの2002年8月からの靖国神社から合祀取消を求める祖先の霊を取り返す闘いが中心に描かれている。

戦前日本は台湾に対して、毒ガス兵器も含む軍事力で日本の植民地政策に抵抗する台湾原住民を弾圧しただけでなく、台湾原住民に徹底的な「皇民化教育」を行い彼らの文化も言語も奪い「高砂義勇隊」なる日本人の兵隊として戦場へ送り込み多くの戦死者を出した。そして、靖国神社はどのように戦場に送り込まれ殺された台湾人をも遺族に何の断りもなく「英霊」として合祀しているのである。彼ら台湾人が「祖先の霊を返せ」と怒るのは当然である。

一方、映画ではそういった闘いだけでなく、彼ら原住民が「文字を持たず古老の歌で伝統と文化を継承してきた」姿も紹介される。

そして、彼ら原住民は闘いの場であれ、日常生活であれいつも歌を歌って喜怒哀楽をあらわし、その音楽はまさに彼ら原住民の魂の叫びである。この映画は全編を通じそういった彼らの歌で満ち満ちており、その音楽の生命に溢れた美しさ、力強さに引き込まれ、2時間弱の長さを全く感じさせない。

あなたの町でもぜひ一度この「出草の歌」の上映会をやってみませんか

詳細は同封別ピラ（オレンジ色紙）を参照下さい

『蟻食を噛み殺したまま死んだ蟻』

(佐高信／田中伸尚著)

—抵抗の思想と肖像—

出版されたばかりです、いち早く手にした方の弁、「かる～くて、内容が深い」「注」がいい！この「注」によって内容が一層深まっている」なかなかの対談、なかなかの一冊です。ぜひ書店でお求め下さい。

[七つ森書館刊、1900円＋税]

会員の皆さんからの

—おたより—

たくさんのカンパ、力強く暖かいメッセージをありがとうございます。提訴・「共に闘う会」始動以来、新会員が増え続けています。靖国思想に絡め取られていない人々の声が大きく、力強く感じます。こんな社会の、政治の状況でも、元気が出ます。きっと「戦争はいや！」という声が生き延びるはず！共に！

ぬれ！ 走や



《2月》

「微力だが無力ではな

い」いい言葉ですね。靖国を変えてみせようアジアの輪、頑張れば必ず変化が起きると確信（大阪 Y.S）

靖国は国家主義、軍国主義の象徴です。1945年に解体されてしかるべきなのに、今も豪然とそびえ立っているだけでなく不当にも勝手に「合祀」「し」「取消」希望にも応じないことに怒りをおぼえます。がんばってください。

(憲法9条の会・関西世話人 I.T)

静岡西部地区平和遺族会会報 07.1 発行にこの訴訟の紹介と楊元煌、古川佳子両さんの意見陳述を載せました（東京 T.H）

通信は会費2口分として一緒に二通送って下さい。誰か他の人に読ませたいと思いますので、07、2/27 山形で山内小夜子さんの講演を聴いて共闘の意思表示にします（遠野 W.E）

《3月》

頑張ってくださいネ（堺 I.A）

愛媛でも 3.20 イラク反戦集会を行い「自衛隊」のイラクからの全面撤退を求めます（松山 N.K）

遺族でなくても合祀はイヤです。ささやかですが、応援させてください（酒田 H.M）

原告の皆さんがそれぞれに魅力的で、裁判での意見陳述や集会での発言をお聞きする度に感動いたします。事務局の方々はもとより、個性的でおもしろいですし、小泉前首相が「おかしい人々」とぬかしたのもむべなるかな。いやそもそも全体主義的、画一的な日本帝国の皇民意識の方がおかしいです（大阪 M.T）

根源的な闘いだと考えます。隊列の末端に加わっていかうと！（あちこちのカンパに悲鳴を上げていますが）今秋 10 月 21 日京都丸山音楽堂での「改憲阻止！あらゆる差別に反対し人権の確立をめざす集会」を成功させたいと（宇治 T.H）

僅少で、あちこちなんとかせんならんのに時間がありませんね。（73 才年金者）靖国、在韓あり、

強制連行あり（中、韓、台）中国残留孤児あり、
ハンセンあり（神戸 T.T）

お手伝いできず、申し訳ありませんが、想いは
ひとつ、声に出してまわりに訴えたいと思っています。
ご苦労様です（大阪 H.H）

川柳

- ・硫黄島から又手紙出す国に
- ・これからは軍艦マーチで入学式
- ・9条を虐殺する安倍国民
- ・美しい国の戦に死ぬ教育（河内長野 K.E）

ひとを勝手に天皇を護る神にされたんじゃない
りません。それじゃ、信仰、信教の自由も尊厳も
あったもんじゃない。ヤスクニなんてこんなもの。
宗教じゃない。日本人を●●に網羅する政治でし
かない（京都 K.A）

がんばって下さい。「合祀イヤです」に共鳴しま
す人間の自由と尊厳のために（大阪 O.H）

2007 会費として、4/10 も傍聴に行きます

（寝屋川 K.K）

この訴訟を提起してくださったみなさまに心か
らの感謝と共感を申し上げます（芦北 I.K）

3/14 東京高裁で新潟地裁一審判決を破棄し、強
制連行され新潟港で強制労働を強いられた中国人
労働者の賠償請求が破棄されました。日本人とし
て恥ずかしい限りです（西宮 I.K）

何もお手伝いできませんがご健闘が報われる日
を祈っています（東大阪 A.M）

又情報をお知らせください。細く長くがんばり
ましょう（富山 T.S）

少なくともスンマセン！いつもごくろうさまです

（東京 T.N）

《4月》

菱木政晴先生に敬意を表して。本の刊行おめで
とうございます（岐阜 K.U）

政府の行為による犠牲者を再び出さない為に

（金沢 M.K）

1943 年商船の機関長であった父は、パラオ諸島
沖で魚雷に撃たれた船（御用船とされていた）と
共に南海の藻屑となりました。遺族に相談なく靖
国の英霊とされましたが、私は一度も靖国神社へ
行ったことはありません。私はクリスチャンです

（沼津 K.Y）

お知らせ

第20回政教分離訴訟全国交流集会・福岡

日程 7月27日（金）～28日（土）

場所 本願寺福岡会館（092-771-9081）

基調講演 纈纈 厚さん

「今問う9条と20条」

パネリスト 纈纈 厚さん 辻子 実さん

田村元彦さん 古川佳子さん

詳細お問い合わせは

靖国参拝違憲「福岡判決」を活かす会事務局

電話 090-3329-2674 ファックス 092-871-9279

編集後記

花粉の飛散もほぼ終わり、
すっかりと良い季節になりましたね。草花や自然を愛でて
過ごしていきたいものを・・・

あ～大変大変、改憲のため
の「国民投票法」が成立しそ
うだ！憲法が改悪され、戦争
加担にスタンバイだ。安倍首
相の顔がちらつき、岸信介の
不気味な笑いと重なる。

ところで 6/5 裁判後集会での講演のお題は「イ
ヤです訴訟と『新編靖国神社問題資料』」。この国
会図書館編集の資料集は靖国神社と国厚生省の深
い関係をしっかりと証明していますね。今後の私
たちの裁判で大いに役立つことでしょう。

ところで、この資料集は国会議員全員とマスコ
ミ関係に配られた限定もの。インターネットでダ
ウンロード出来るものの、いち早く「ほんまもん」
を入手。

その方法は、配られる資料等をいつもゴミ箱に
捨てるふとどきな議員先生がいるそう。そのゴ
ミ箱を見張って、拾ってくれた方がいました。あ
りがとうございます。 6/5、加島弁護士による講
演、お楽しみに！

by・徐

【事務局より】

会員・支援のみなさんへ

力強く、真心のこもったカンパ、本当にありがと
うございます。

郵便振替で届いた会費・カンパは振替の控を領収証
として代用させて頂いております。ご了承ください。
尚、領収証が必要な方はお手数ですが、振込用紙通信
欄にその旨お知らせ下さい。

次回・第4回弁論は2007年6月5日11時開廷(10:00抽選締め切り)